

各土木事務所長 様

砂防課長

砂防指定地の指定等を伴う県単独砂防事業の設計業務について（通知）

交付金・補助事業における全体計画などの作成については、令和3年1月29日付け砂防課事務連絡「国庫補助事業等での砂防堰堤予備設計の実施ならびに県単砂防等調査費における概略設計等について（通知）」により、既に示しているところです。

一方、県単独砂防事業については、国の全体計画、構造協議に該当する提出物が定められておらず、各事務所が設計成果の可否の判断をし、事業が進められてきましたが、今後、本通知により、砂防課と協議していただく事項をとりまとめましたので、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 協議対象となる補助・交付金以外の砂防事業

新たに砂防指定地を指定、もしくは用地を買収する計画のある事業における設計業務

2 協議内容

1) 堰堤工

交付金・補助事業に準じた全体計画資料、構造協議資料を砂防課に提出、協議を実施すること。（修正指示に対応できる状態で協議すること）

2) 溪流保全工その他

砂防設計の手引きに基づいた設計であることを示した資料、もしくは別途設計の根拠となる資料を砂防課に提出、協議を実施すること（修正指示に対応できる状態で協議すること）

3 その他

- ・ 本通知は、工期限が令和3年8月1日以降の設計業務より適用する
- ・ 砂防課長決裁をもって協議完了とする。
- ・ 砂防指定地申請、用地費の要望は、協議完了後に行うこと。
- ・ 上記以外でも協議が必要となった場合は、随時砂防課へ協議すること

担 当：砂防班 佐野・久木田
TEL：054-221-3041